

秦野市訪問型サービス(独自)サービスコード表【A2】※令和3年10月利用分～適用

(平成27年4月以降に秦野市が指定した訪問介護相当サービス指定事業者が使用します。)

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目			合成単位数	算定単位
A2 1111	訪問型独自サービス I	イ 訪問型サービス費(独自)(I)	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)		1,176	1月につき
A2 2111	訪問型独自サービス I 日割				39	1日につき
A2 1211	訪問型独自サービス II	ロ 訪問型サービス費(独自)(II)	事業対象者、要支援1・2(週2回程度)		2,349	1月につき
A2 2211	訪問型独自サービス II 日割				77	1日につき
A2 1321	訪問型独自サービス III	ハ 訪問型サービス費(独自)(III)	事業対象者、要支援2(週2回を超える程度)		3,727	1月につき
A2 2321	訪問型独自サービス III 日割				123	1日につき
A2 2411	訪問型独自サービス IV	ニ 訪問型サービス費(独自)(IV)	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)		268	1回につき
A2 2511	訪問型独自サービス V	ホ 訪問型サービス費(独自)(V)	事業対象者、要支援1・2(週2回程度)		272	1回につき
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15% 加算
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15% 加算
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数					所定単位数の 15% 加算
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		中山間地域等における規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10% 加算
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数					所定単位数の 10% 加算
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5% 加算
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算				200単位加算 200
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算(II)	リ 生活機能向上連携加算				200単位加算 200
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算(I)					100単位加算 100
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の137／1000加算		
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の100／1000加算		
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の55／1000加算		
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の90%加算		
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算 V		(5)介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の80%加算		
A2 6278	訪問型独自サービス処遇改善特定加算 I	ル 介護職員等特定処遇加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の63／1000加算		
A2 6279	訪問型独自サービス処遇改善特定加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の42／1000加算		
A2 8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1／1000加算		